

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	南知多町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.minamichita.lg.jp/main/kikaku/mynumber007.html

執行機関名 南知多町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年南知多町条例第19号)による母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童(以下「母子家庭等」という。)に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第4項 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年南知多町条例第19号)による母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童(以下「母子家庭等」という。)に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第1条	南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年9月28日条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年南知多町条例第19号)